# 外国為替及び外国貿易法に基づく告示の改正 (北朝鮮からの輸入禁止措置等)

「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成18年10月13日閣議決定)に基づく、外国為替及び外国貿易法(外為法)の告示改正は、以下のとおり。

### 1. 輸入禁止

外為法第52条(輸入)に基づく政令(輸入貿易管理令)第3条第1項に基づく告示(輸入公表)\*に、経済産業大臣の承認を要する貨物として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物を追加する。

※告示名「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」

#### 2. 輸入禁止措置に関連する措置

# (1)仲介貿易取引の禁止

外為法第25条第4項(役務)に基づく政令(外国為替令)第18条第3項に基づく告示\*に、経済産業大臣の許可を要する取引として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の仲介貿易取引を追加する。

※告示名「外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等」

### (2)輸入代金支払の禁止

経済産業大臣の輸入承認を受けずに、北朝鮮からの輸入貨物代金の支払を行うことを禁止するため、外為法第16条第5項(支払)に基づく政令(外国為替令)第6条第5項に基づく告示\*から、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入を除外する。

※告示名「外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定 する貨物の輸出又は輸入」

## (3)特例の適用除外

輸入貨物に係る承認を要しないとの特例の一部について、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物については適用しないこととする旨の改正を行う(外為法第52条(輸入)に基づく政令(輸入貿易管理令)第14条に基づく告示\*の改正)。

※告示名「輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物」